

## 資料2 特定既存耐震不適格建築物一覧表

- ・特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）
- ・指示（耐震改修促進法第15条第2項）の対象となる特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第15条）
- ・要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物（※1）	指示対象特定既存耐震不適格建築物（※2）	要緊急安全確認大規模建築物（※3）
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程、特別支援 学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上（屋 内運動場面積を含む。）	階数2以上かつ 1,500㎡以上（屋 内運動場面積を含む。）	階数2以上かつ 3,000㎡以上（屋 内運動場面積を含む。）
	上記以外の学校	階数3以上、かつ 1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害 者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障 害者福祉センターその他これらに類する もの				
ボーリング場、スケート場、水泳場その他 これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿 事務所				
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するも の				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ らに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途 に供する建築物を除く）				
車両の停車場または船舶もしくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗降 または待合の用に供するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車または自動車 の停留または駐車のための施設				
保健所、税務署その他これに類する公益上 必要な建築物				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供 する建築物		政令で定める数量以上 の危険物を貯蔵、処理す る全ての建築物	500㎡以上	階数1以上、5,000 ㎡以上かつ敷地境界線 から一定距離以内に存 する建築物
都道府県耐震改修促進計画または市町村 耐震改修促進計画に記載された道路に接 する建築物		通行障害建築物（※4）		

※1：法第14条に規定された建築物（施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの）。

※2：法第15条第2項に規定された建築物（施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの）。

※3：法附則第3条の規定に基づき平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた建築物（施行令附則第2条で定めるもので、同条に定める規模以上のもの）。

※4：地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして施行令第4条で定める建築物。